



自治退ニュース

No.270
2015. 8. 21
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発
行
所

東京都千代田区六番町1 自治労会館2F
全日本自治体退職者会
全日本自治体退職者会共済会
発行人 川端邦彦
03-3262-5546
ホームページアドレス <http://www.j-taishokusha.jp>

2015年度 第1回県本部代表者会議開催

反戦平和・社会保障充実・組織強化に向け 県本部・単会での活発な方針議論を

自治退は、7月30日、2015年度第1回県本部代表者会議を開催し、2016年度運動方針(案)の組織討議開始ほかの議案を審議・決定した。冒頭、吉沢会長があいさつに立ち、安倍政権の、①安保法制強行採決による「戦争する国」づくり、②国民生活破壊と社会の格差拡大・労働法制改悪、③原発推進政策、の3つの政策への取り組みの強化を訴えた。

【来賓挨拶】

荒金廣明・自治労副委員長 戦争法案を廃案に持ち込むため連日行動している。自民党に絶対多数を与えないため、来年の参議院選挙には江崎氏の当選に向け全力で取り組む。「骨太方針」の社会保障抑制・自治体財政抑制に反対し安倍政権と対峙していく。

江崎孝・参議院議員 安倍政権は衆議院で安保法制を強行採決し、「60日ルール」を使って、法律の成立を狙っている。

しかし憲法審査会での自民党推薦参考人を含む「違憲」断言により、大きく流れが変わりつつあり、支持率も落ちている。8月には、辺野古新基地問題、TPPの最終判断、原発の再稼働などの課題が山積しており、さらに支持率も下がる。8月15日には「戦後70年の総理大臣談話」が予定され、内容によってはさらに追及が強まる。8月30日、全国から10万人を結集して反対行動を行う。何としても強行採決をさせず、安倍を退陣に追い込むためみんなで闘う。

この間の戦争法制への闘いの中心に自治労があり、安倍政権の敵は自治労である。来年の参議院選挙は、「自治労が勝つか安倍が勝つか」の選挙。私は自治労の候補として民主主義・平和主義の国家を崩さないために力の限り闘う、ご支援を。

【2016年度運動方針討議素案の提案と討論】

本部から運動方針討議素案を提起したあと、方針内容にかかわって辺野古新基地建設反対の闘い、福島原発への闘い、交通政策の取り組みについて特別発言を受けた。

辺野古新基地建設反対(沖縄県本部・自治退会計監査・比嘉)

連日150人単位で24時間体制でのキャンプシュワブ前の座り込みや大浦湾で海保の妨害にめげないヨットでの阻止行動、台風について実施した1万人包囲行動などにより、政府は辺野古調査の「7月中の完了」を断念し9月に延期した。

辺野古の埋め立て用の土砂の量は2,100万m³、10トントラックで350万台分といわれ、オスプレイを100機配備でき、耐用年数200年の基地を作ろうとしている。本土の業者は金もうけのために沖縄に埋め立て用の土砂を運ぶために準備をしている。本土の皆さんと一緒に辺野古への土砂の搬入を阻止したい。辺野古基金は4億円が集まり、全国に沖縄の現状を訴えるための新聞広告と全国キャラバンに使う予定。翁長知事はアメリカに渡り沖縄県民の考えを伝えた。全国のご協力に深く感謝しながら、引き続きご支援をお願いします。

福島原発への闘い(福島県本部・伊東)

原発事故から4年半、避難区域が徐々に解除され始めており、復興に向かいつつあるといわれているが、低線量被曝や汚染食品被曝の問題は未解決のまま。自治体当局は「帰りたい人は帰ってもらおう」というが、住民からすると「本当に帰って大丈夫なのか？」という疑問が拭えない。高齢者の多くは「帰りたい」と思っているが、医療機関も商店もない、介護も受けられない、そのような場所に年寄りだけ帰って、どうやって生活するのか。

中間貯蔵施設には除染で出た放射性物質が運ばれているが、施設が出来上がっているのではなく、施設予定地の敷地に運んでいるだけ。さらに「中間」の次の行く先は全く見通せない。特定廃棄物最終処分場も、どこの県も決まっていない。

原発事故は経済問題や環境問題だけではなく「命の問題」。震災で直接死亡された方は1,600人だが、関連死が1,900人。関連死の6割は、原発があったために奪われた命。原発は最終的には核抑止の問題と絡んでくる。原発がなくてもエネルギー供給が確保されているのは明らかなのだから、再稼働するということは、その裏にあるものを考えなければならない。東電は7兆円で補償を打ち切りたがっているが、それを許せば過ちを繰り返す。再稼働を許してはならない。

将来を絶望して自ら命を絶つ人がかなりの人がある。一方では「復興している」ように見えるが、避難者にとっては、ますます孤立を深めている状態にある。今後も会員の声を聴いて、全国総会で報告していきたい。

交通政策(都市交連絡協・自治退理事・小塩)

「住み続けられる街づくりのための交通政策」が新たに自治退の方針として提起されていることを大変喜んでいる。

都市交産別が25年をかけて交通政策基本法制定を政府に要求し、一昨年12月にこの基本法が制定された。交通にかかわる政策を総合的に推進する基本的考え方と、国と地方自治体の責務を定めた画期的な法律である。

この法律には日常生活に必要な交通手段の確保、高齢者・障害者・妊産婦などの円滑な移動のための施策、交通の利便性の向上と効率化、向上に必要な施策、大規模災害への対応などを国が推進することを定めている。

交通政策は、街づくりとの関係を切り離すことができない。「交通政策の実効性の確保」のために、それぞれの自治体で法定協議会の設置を求めている。

「地域公共交通は、住民の通勤・通学・買い物・通院など必要最低限の移動を提供するもの」となっている。現状では地方でそういえない面もあるが、人が移動することで交通手段と町の元気を取り戻す、という交通政策を進める必要がある。

高齢者を抱える退職者会が、地方における協議会に参画し、意見反映することが必要。全国各地で、改めて交通の視点を取り入れた街づくりが始まろうとしている。

この方針が定期総会で確認され、運動が前進することを期待する。

特別発言の後、沖縄県、宮崎県、熊本県代表の討論を経て、2016年度運動方針討議素案を組織討議に付すことが確認された。

2016年度運動方針討議素案は、県本部を通じて各単会に送付しました。組織討議にご活用ください。

労働法制改悪反対 雇用の劣化は社会保障の危機

安倍政権は「世界で一番企業が活躍しやすい国」をめざして、日本再興戦略や規制改革会議を利用して矢継ぎ早に労働法制の見直しを進めようとしている。これらの「改革」は、資本主義の誕生期にみられた強欲な資本家による目先の利益のみに着目した筆り取り経済に立ち戻ろうとするものである。

歴史の教訓として、筆り取り経済では社会と経済を再生産できず、企業そのものも長続きできないことが明らかになっている。だからこそ個別資本の抜け駆け利益を抑えて、次世代の労働者を育てることのできる賃金労働条件や教育、関係者が持続的に立ち行くことのできる経済関係、人と生物が共生・持続できる環境に関するルールを作り上げてきた。

この意味で労働法制は労働者保護ルールであると同時に、市場経済を健全に持続させるためのルールでもある。これを投げ捨てて、国境を無視した目先の利益筆り取り競争＝グローバリズム経済を推進すれば、勤労市民の生活を苦しめるだけでなく日本の国民経済を荒廃させることは明白である。

社会保障から労働法制を見ると、制度改悪が実施されて、低賃金・不安定雇用・慢性過労の労働者が社会の大多数になれば、社会保障の財源である社会保険料と税を負担する力が激減する。すなわち労働法制改悪は現役労働者の問題にとどまらず社会保障に対する攻撃そのものである。

第189国会に提出されている関係法案は「労働者派遣法」と「労働基準法（労働時間法制）」である。派遣法は過去2回廃案となったが、ほぼ同内容で再提案され、連合をはじめとする労働団体が「生涯派遣で低賃金を固定する」として強く反対していることを押し切って、衆議院で強行可決、参議院に送られている。

労働時間の規制をめぐるのは「高度プロフェッショナル制度導入＝残業代ゼロ制度」「フレックスタイム制拡大」「裁量労働制対象拡大」などを内容として労働基準法改定が提案されている。現在は衆議院で審議中であるが、会期の超大幅延長により衆参強行可決の可能性は否定できない。

また、法案はまだ提出されていないが閣議決定された日本再興戦略による「外国人技能実習制度の見直し」「解雇の金銭解決制度導入」が検討されている。技能実習制度は制度本旨から大きく外れて実習生の人権侵害が頻発している現状への反省・対策を欠いたまま介護職を追加しようとする案が検討されており、容認できない。

また現在、解雇については最高裁判例が示した一定の要件を満たす場合だけ認められているが、これを変更して金銭で解雇できるようにしようという考え方で、雇用の安定を大きく損なう。

持続できる社会保障のために、連合の「雇用法制改悪反対・格差社会を許さない」キャンペーンを共有して取り組みを進めよう。

改正介護保険法施行後5か月 確かめ・提言しよう わがまちの予防給付

介護保険制度は、2013年の社会保障制度改革プログラム法、2014年の医療介護総合確保法の制定、その後の制度改定を踏まえた第6期介護報酬改定が行われ、自治体では、今年度4月から第6期介護保険事業が開始されている。

しかし、今次制度改正で最大の課題であり、家族・介護関係者の強い反対を押し切って強行した「要支援認定者の訪問介護・通所介護の市町村事業（新総合事業）への移行」は、2年間の経過措置が認められており、全国1,579の保険者中、15年度当初から新総合事業へ移行した保険者は78保険者にとどまっている。（15年度中途の移行は38保険者）

多くの自治体では、第6期介護保険事業計画は策定したものの、要支援者への予防給付をどのように市町村事業に移行させるのか、自治体の独自サービスをどう確保するのか、等については、いまだに検討中、ないし計画策定中の段階にある。各自治体でわがまちの予防給付がどうなりつつあるのか、以下の点を確かめ提言しよう。

1. 新総合事業の実施に伴う要支援者へのサービス水準の維持

(1) 予防訪問介護、予防通所介護の新総合事業への移行時期はいつか。

また、現要支援認定者の現状の予防給付サービスの利用は、いつまで可能か？

(2) 予防給付の新総合事業移行後のサービス（現行相当サービス）の内容・水準をどうするか。

- ① 移行後のサービス内容や利用回数・利用時間の変更の有無、変更の場合の内容
- ② 利用者の費用負担水準・支払方法等の変更の有無、変更の場合の内容
- ③ 職員数や専門職の配置数などの配置基準の変更の有無、内容

(3) 「現行相当サービス」を利用できない場合の、所謂「多様なサービス」の提供体制の整備状況・利用条件をどうするか。

特に、訪問型サービスや通所型サービスについて、「緩和した基準によるサービス」、「住民主体の支援」、「短期集中型

サービス」の内容と利用対象者、サービス提供者・利用料負担。

2. 新規認定申請者・認定更新者に対する基本チェックリストの取り扱い

新たな認定申請・認定更新申請に対して、申請前段の基本チェックリストを要件にするか、チェックリストを経ることなく要介護認定手続きを保障するか。

3. 医療・介護連携と地域包括支援センター機能強化

(1) 医療介護総合確保基金を活用した医療・介護連携計画の内容と進行状況

(2) 「地域包括支援センター」の機能強化の方法と内容

参議院議員

えささき たかし

さき 咲き
えささき

つながらう。
ともに声を上げ、
明るい未来を
咲かせよう。

プロフィール
1956年福岡県柳川市(旧三橋町)出身。79年法政大学社会学部卒業後、旧三橋町役場入職(現柳川市)。04年自治労福岡県本部書記長、07年自治労中央本部労働局長。10年第22回参議院議員選挙で初当選。現在、地方・消費者問題特別委員会筆頭理事、総務委員、決算委員、デフレ脱却調査委員、立憲フォーラム事務局長、公営競技政策議員懇談会事務局長、消防政策議員懇談会事務局長。

自治体退職者会は第43回定期総会(2014.11.13)において「えさきたかし」の支援を決定しています。